

平成 2 8 年

## 赤平市議会第2回定例会会議録（第3日）

6月17日（金曜日）午前10時00分 開 議  
午後 1時05分 閉 会

### ○議事日程（第3号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 一般質問
  - 6. 竹 村 恵 一 議員
  - 7. 植 村 真 美 議員
- 日程第 4 議案第111号 赤平市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 5 議案第112号 赤平市国民健康保険条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 6 議案第113号 赤平市地域コミュニティセンター設置条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 7 議案第114号 中空知広域市町村圏組合規約の変更についての委員長報告
- 日程第 8 議案第116号 財産の処分についての委員長報告
- 日程第 9 議案第117号 平成28年度赤平市一般会計補正予算
- 日程第10 議案第118号 平成28年度赤平市下水道事業特別会計補正予算
- 日程第11 意見書案第22号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書
- 日程第12 意見書案第23号 骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書

- 日程第13 意見書案第24号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
- 日程第14 意見書案第25号 「要介護1・2の保険外し」を中止し、安心・安全の介護保障を求める意見書
- 日程第15 意見書案第26号 日本政府に核兵器全面禁止の為の行動を求める意見書
- 日程第16 請願、陳情に関する閉会中審査の議決について
- 日程第17 閉会中継続審査の議決について

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第111号 赤平市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 5 議案第112号 赤平市国民健康保険条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 6 議案第113号 赤平市地域コミュニティセンター設置条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 7 議案第114号 中空知広域市町村圏組合規約の変更についての委

員長報告

- 日程第 8 議案第 116 号 財産の処分についての委員長報告
- 日程第 9 議案第 117 号 平成 28 年度赤平市一般会計補正予算
- 日程第 10 議案第 118 号 平成 28 年度赤平市下水道事業特別会計補正予算
- 日程第 11 意見書案第 22 号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書
- 日程第 12 意見書案第 23 号 骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書
- 日程第 13 意見書案第 24 号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
- 日程第 14 意見書案第 25 号 「要介護 1・2 の保険外し」を中止し、安心・安全の介護保障を求める意見書
- 日程第 15 意見書案第 26 号 日本政府に核兵器全面禁止の為の行動を求める意見書
- 日程第 16 請願、陳情に関する閉会中審査の議決について
- 日程第 17 閉会中継続審査の議決について

順序	議席番号	氏名	件名
			2. さらなる資源の発掘について
			3. 庁舎内の環境整備について
			4. 安心した老後のための環境づくりについて
			5. 子育て環境の改善について

○出席議員 10名

- 1 番 木村 恵 君
- 2 番 五十嵐 美知 君
- 3 番 植村 真美 君
- 4 番 竹村 恵一 君
- 5 番 若山 武信 君
- 6 番 向井 義擴 君
- 7 番 伊藤 新一 君
- 8 番 獅畑 輝明 君
- 9 番 御家瀬 遵 君
- 10 番 北 市 勲 君

○欠席議員 0名

○説明員

- 市長 菊島 美孝 君
- 教育委員会委員長 山本 由美子 君
- 監査委員 早坂 忠一 君
- 選挙管理委員会委員長 壽崎 光吉 君
- 農業委員会会長 田村 元一 君
- 
- 副市長 伊藤 嘉悦 君
- 総務課長 町田 秀一 君
- 企画財政課長 伊藤 寿雄 君
- 税務課長 下村 信磁 君

順序	議席番号	氏名	件名
6	4	竹村 恵一	1. 市民サービスの向上について 2. 福祉政策について 3. 教育行政について
7	3	植村 真美	1. おもてなしの赤平づくりについて

市民生活課長	野呂道洋君
社会福祉課長	井波雅彦君
介護健康推進課長	斉藤幸英君
商工労政観光課長	林伸樹君
農政課長	菊島美時君
建設課長	熊谷敦君
上下水道課長	杉本悌志君
会計管理者	中西智彦君
あかびら市立病院 事務長	永川郁郎君

---

教育委員会 教育長	多田豊君
” 学校教育 課長	尾堂裕之君
” 社会教育 課長	蒲原英二君

---

監査事務局長	大橋一君
--------	------

---

選挙管理委員会 事務局長	町田秀一君
-----------------	-------

---

農業委員会 事務局長	菊島美時君
---------------	-------

○本会議事務従事者

議会事務局長	栗山滋之君
” 総務議事 担当主幹	野呂律子君
” 総務議事 係長	安原敬二君

(午前10時00分 開 議)

○議長（北市勲君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（北市勲君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、6番向井議員、9番御家瀬議員を指名いたします。

○議長（北市勲君） 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長（栗山滋之君） 報告いたします。

諸般報告第2号ですが、委員長から送付を受けた事件は、5件であります。

議員から送付を受けた事件は、5件であります。

委員長から閉会中継続審査の議決を求めるため申し出のあった事件は、3件であります。

次に、本日の議事日程につきましては、第3号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（北市勲君） 日程第3 昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序6、1、市民サービスの向上について、2、福祉政策について、3、教育行政について、議席番号4番、竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 皆さん、おはようございます。通告に基づきまして、夢現会より質問させていただきます。

それでは、大綱1、市民サービスの向上についてに入ります。①、市道管理のあり方について、ア、携帯端末利用の導入についてお伺いいたします。当市は、ご存じのとおり、細長い町並みになっており、

市内全域で市道は路線数では399路線、実延長では約161キロメートルに及んでおります。未改良で約44キロメートル、砂利道で約49キロメートルと、平成27年3月末でのデータではそういうふうを示されております。市道は赤平市が管理しなければなりませんし、学校や病院、商店など地域の人たちの生活に密着した施設を結ぶ道路だと考えます。そのほかに市内には国道38号線が走っており、また道内の市町村を結ぶ道道が6路線走っております。いずれの道路も市民にとっては社会生活には重要なもので、補修などの問い合わせは担当課に数多く寄せられていると聞きます。今までは寄せられた情報の地域へ担当者が赴き、現地に行き、初めてそこで補修状況の優先順位が判断できます。これは、限られた人員の担当課が常に市民の皆さんのニーズに応えるには非常に効率が悪いと感じるところであります。最近は、傷んだ場所の情報を携帯端末のスマートフォンで連絡できるシステム、フィックスマイストリートというアプリが導入されている自治体もあるとお聞きします。当市も担当課の限られた人員での作業効率向上のため、そして市民の方が一層相談しやすい環境整備、また災害時の迅速な判断と行動に結びつく一助のため導入を検討できないものでしょうか。お聞きいたします。

○議長（北市勲君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 携帯端末の利用の導入についてお答えをさせていただきます。

現在本市の市道は399路線、延長約161キロメートルであり、管理の状況につきましては市職員及び嘱託職員で道路や側溝、道路附属物などの点検やパトロールを行っているところであります。また、道路等の損傷につきましては、市民の方からの電話や窓口での連絡により対応していることも多く、連絡を受け、現地を確認し、その後補修を行うという形態で行ってきております。通勤、通学など不特定多数の道路利用者から携帯端末を利用した道路情報が市役所に入ることは、写真等視覚的な情報が得られるため、現状把握、対応の緊急度も判断しやすく、迅

速、効率的な対応ができることから、道路を管理する上では有効な手法であると思われます。災害時においても、写真と位置情報が送信されてくることにより、被害状況の把握や通行規制の方法などを早期に判断し、現場に向かえるなど利点も多く、また安全な避難路の確保など重要性が高いものと思われま。そのようなことから、今後携帯端末の利用についてどのような機器が必要か、導入に当たっての費用や特にセキュリティ面などを調査研究し、普及状況なども見ながら導入の可能性について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 このシステムの導入により、修復までの作業効率が上がるだけではなく、作業状況や見通しもネット上で紹介できるため、市民の方々が状況を把握しやすくなるというふうにも聞いておりますし、災害時の土砂崩れなどでも迅速に情報を得られる効果を見込めると聞いております。導入による管理費は、全体的に一堂に会せないとは思いますが、80万円ぐらいというふうな情報も聞いておりますし、当市にも利用価値があるのではないかと感じるころがありますので、どうかよろしくお願ひしたいというふうに感じます。

続きまして、イ、郵便局との協力体制についてお伺いいたします。さきにお伺いしました携帯端末アプリ利用ともリンクしますが、きのうも防災の観点から企業との連携の質問もありました。市内隅々を配達で回っている局員さんから情報を得られれば、環境整備が整うのがスピーディーに進むのではないかと思います。市民の方々から苦情が寄せられる前に担当が対応できますし、市民の方々が願ひする前に対応してもらえたということで喜んでいただけないかというふうにも感じます。また、この後質問する大綱2の質問にもつながっていきますけれども、限られた職員での対応に仕事の効率向上していくようにも思えます。そういう観点からも市

と郵便局による協力、協定を結ぶべきではないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（北市勲君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 郵便局との協力体制についてお答えをさせていただきます。

郵便局との協力体制につきましては、平成11年10月に道路等の情報提供に関する覚書により赤平郵便局、茂尻郵便局と道路等の損傷箇所の情報提供を受ける覚書を取り交わしておりましたが、郵政民営化に伴い、平成19年10月には覚書は解除となっております。その後平成20年6月に災害発生時における赤平市と赤平市内郵便局の協働に関する協定を締結し、その際道路等の情報提供に関する覚書については郵便事業株式会社滝川支店の管轄業務となっていたことから、今後の課題として整理され、現在に至っております。道路パトロールにつきましては、先ほど申し上げましたように、市道399路線を管理しており、限られた人員、時間の中で全市をくまなく見て回することは難しい状況にありますので、市内一円を巡回する郵便局からの情報提供は早期に道路の損傷など危険箇所の把握が行え、道路に起因する事故防止対策の観点から効果的な方法であると考えますが、実施に当たっては郵便局のご協力が必要でありますので、今後道路等の情報提供に関する覚書のような方法による道路等の情報提供が可能か検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ア、イ、2つの質問、両方担当としては有効な手段として判断していただいているというふうには、前向きに取り組んでいただけるというふうには認識いたしましたので、どうぞよろしくお願ひいたします。

大綱2、福祉政策についてに入ります。①、企業と連携した高齢者の見守りについてお伺いいたします。きのうの答弁でも企業との連携は考えられているということでお話を聞きましたが、私は少し違う角度からお聞きいたします。当市の高齢化率は既に

40%を超え、中でも後期高齢者と言われる75歳以上の率は高齢者人口の約22%を占めています。そんな中、高齢者の孤独死防止策として、企業と協定し、見守りを行う自治体がふえています。例えば運送業者と連携し、月1回70歳以上の独居の高齢者の方へ自治体発刊物を宅配し、対面で手渡しをし、安否を確認する。人口減少の中、高齢者がふえ、見守りのマンパワーが不足している状況においては心強い協定になると感じますが、当市でも考えていけないものかお聞きいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 企業と連携した高齢者の見守り体制についてお答えいたします。

少子化や核家族化の進行及び生活様式の多様化などにより、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯が増加するとともに、地域における人間関係の希薄化などから社会的孤立の問題が発生しております。福祉的な支援を受ける方は配食サービスやホームヘルパー等のサービスを提供する中で、見守りや安否確認が行われる一方で、福祉的な支援は必要としないが、地域から孤立する可能性がある高齢者や障がいのある方、福祉的な支援が必要と思われるが、本人が支援を拒んでいる方など、支援に結びつかない方がおり、見守りの対象から外れている場合があると考えております。こうした方々を含め、日ごろから各町内会、民生委員、児童委員、社会福祉協議会及びボランティア等による自主的な見守り活動が行われていることと思っております。さらに各地域での見守りを充実させていくためには多数の近隣住民による日ごろからのさりげない見守りが重要であると考えております。民間運送業者と連携し、高齢者と対面しながら安否確認をする方法は今後人口が減少し、人手不足となった場合には有効な手段の一つと考えられますが、当面は地域と連携した見守り活動に取り組んでまいりたいと考えております。今後社会福祉課を初めとした関係各課において、市内各地域の関係団体等の方々と意見交換をしながら赤平におけるよりよい見守り体制の構築を図ってまいりたいと考え

ておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいま答弁いただきましたけれども、札幌市では多くの企業とまちづくりパートナー協定を結び、ともにまちづくりを行っているという話も聞きます。当市でもぜひこういう協定により高齢者の見守りなどへ生かせないかというふうに思っているところです。過去にも平成24年の第2回定例会でまちづくりパートナー協定についての質問があり、副市長が当時担当課長だったときに答弁をさせていただいていたと思いますが、そういうことについて検討していくというふうに言っていましたけれども、その後の状態、その後はどういうふうな動きになっているかというのを再度お聞きしたいというふうに思いますので、お願ひいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 民間企業との連携については、現在地方創生総合戦略やまちづくりなどについて赤平市産業振興企業協議会の積極的なご協力をいただいております。このようなことから、議員がおっしゃるように、民間業者との連携も今後は必要になることも考えられております。現在は生活協同組合コープさっぽろのトドックを利用している市民に対しては商品配達時に見守りをしていただくよう提携を結んでいるところですが、ふだんからの日常生活の中で近隣住民によるさりげない声かけやちょっとした様子の変化の確認など、行政だけではなく、市民の皆様の協力を得ながらよりよい見守り体制についてこれからも取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 地域でのさりげない見守り、昔は非常に構築されていたのではないかなというふうに思いますが、先ほど答弁の中にもありましたとおり、最近は希薄化や法律での個人情報などでなかなかかわりを持たない社会状況だと

いうふうに思います。高齢化率の高い当市には何らかの対策を行っていく必要を感じますし、答弁の中にありましたように、人口減少が進み、人手不足となった場合には有効な手段とありましたが、私は今がそういう時期に来ているのではないかというふうに思いますので、再度お願いをして、この質問は終わりたいというふうに思います。

続きまして、②、高齢者、児童、障がい者の総合施設についてお伺いいたします。国は人口減少が進む中山間地などの地方で高齢者介護、児童、障がい者向け施設の統合を進める方向で検討がなされていると聞きます。これは、福祉の担い手の確保が難しくなるため、資格取得のあり方もあわせて議論されるようですが、地方創生の一環として考えられているようです。人口流出によって過疎地ではサービス提供が困難で、住宅が点在する中山間地では福祉拠点をそれぞれ設けるには限界があると分析されています。今後は高齢者、障がい者のケアとともに、保育の場にもなるような施設を総合的に整備する必要があると判断されていますし、複数のサービスを手がけることが事業者の経営安定にもつながると期待され、中長期的な課題として専門職の統合も議論されています。しかし、当市は本年の4月に公共施設等総合管理計画が示されて、公共施設のあり方が出されていますので、ここであえて新しい建物の建設への質問にはしませんが、今言ったように高齢者や児童、障がい者が、きのうも多世代と交流する内容の質問があったように、3者の交流できる憩う場のあり方を考えていけないかお聞きしたいというふうに思いますので、お願いいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 高齢者、児童、障がい者の総合施設についてお答えいたします。

市内には、高齢者施設といたしまして特別養護老人ホームや軽費老人ホームが、また子供に関係する施設といたしましては保育所や幼稚園のほか、子育て支援センターなどがあり、障がい者施設といたしましては社会福祉法人が運営する複数箇所の障がい

者支援施設があります。幼児期のころから高齢者や障がい者などの自分とは生活環境が違う人たちと親しく交流することは人の成長過程において心身の健全な発達と人を思いやる優しい心が育まれるものと考えております。市内においては、保育所や幼稚園の子供たちが高齢者施設を訪問し、歌や遊戯を披露したり、一緒に遊んだりしているほか、子育て支援センターに通っている子供たちが介護予防事業のはつらつ塾かえでを訪問し、読み聞かせやクリスマス会などの交流を行ったり、地元の高齢者の方が児童センターを訪問し、昔遊びの講習会を開催するなどさまざまな交流を行っております。また、社会福祉法人が運営する障がい者支援施設では、各種行事を通して地域住民との交流も行っていただいております。子供から高齢者まで、また各世代の方がさまざまな機会を通じて交流を深めたり、体に障がいがある方もない方も一緒になって活動し、理解を深めたりするための環境整備にこれからも取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいま今まで行ってきた内容をお聞きいたしました。この総合施設の質問の意図は、先ほども言いましたように、新しい総合施設を建ててほしいということではなく、それぞれの分野の施設の人材不足を補うこと、またそこから生まれる交流での学び、そしてそれぞれの年代と障がいの有無にかかわらず得られること、例えば高齢者では交流することで会話がふえ、孤独感からの脱却とか、障がい者では生活改善へつながるとか、児童ではそういうお年寄り、高齢者の方と一緒に時間を過ごすことで思いやりや優しさが身につくとか、地域ではさまざまな相談に応じる福祉拠点となるなどのメリットが生まれてくるのではないかという考えからきています。いわゆるその地域が学校のようなになるという考えからきています。当市が質問した内容の分野の取り組みが少ないということではありませんので、どうか今いただいた答

弁の内容が日常的に行われ、示された管理計画の中でもし対応できるものがあるのであれば、改めて実行していただきたいというふうに考えますので、お願いいたします。

最後の大綱になります。大綱3、教育行政について。①、非常勤講師の配置についてお伺いいたします。人口減少に伴い生徒数も減少すると、自然と教員定数も減り、教科の教員がいなくなり、かけ持ち指導をせざるを得なくなります。特に音楽、美術、技術、家庭科、保健体育といった5教科に見られるようです。ある自治体では、全校28校中25校で免許外申請が出ている現状があり、非常勤講師を独自に配置していると耳にします。かけ持ち指導は、学力向上や授業の質の向上などの点や本来の教科指導に集中できないという観点で、悪影響を及ぼしかねない不安があります。学力向上プランの一つとして退職職員などの臨時職員としての雇用など、対策は考えられないかお聞きいたします。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（尾堂裕之君） 非常勤講師の配置についてお答えさせていただきます。

免許外担任につきましては、人事異動による教員配置に応じて毎年度当初にやむを得ない措置として各学校より申請を行い、道教委の許可を受けているところです。今年度の各中学校免許外担任の状況は、赤平中が家庭、美術、技術の3名、中央中が技術1名、計4名となっております。数年前から道教委では、高校入試選抜に直接関連する国語、数学、社会、理科、英語の主要5教科の免許外申請につきましては原則許可されておりません。よって、北海道及び赤平市の学力対策向上に直接影響しないような配慮は人員配置においてもある程度なされているのが現状です。しかしながら、議員ご質問のとおり、子供たちにとっては1つの学校において全ての教科の免許がそろった人員がなされ、より専門性を高めた教育を行うことは必要と考えますが、両校それぞれ状況が異なること、また市内における対象教員等の人材確保の面から現時点で市単独費用での非常勤講師

の配置は困難と思われ、両中学校の学校統合後市内1校となった段階で配慮が必要となった場合に人材確保も含め検討したいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいま主要5教科では免許外担任は存在しないということで答弁をいただきましたので、そこについては理解いたします。しかしながら、教員の負担、専門教科へのより一層の専門性を重視した指導などの観点からは、やはり子供への間接的影響は拭えないというふうに思います。また、小学校に目を向ければ、多様な児童への対応に支援員の配置がなされていると思えますけれども、私自身各学校行事へ参加させていただき、時に目にしますが、対応に苦慮する場面が多いのではないかとこのように思います。その点支援員の増員について何かお考え、対応などがあればお聞きしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（尾堂裕之君） お答えいたします。

現在茂尻小、豊里小に各1名、赤間小に短時間勤務の2名を既に配置しております。支援につきましては、赤間小の1名を除き、教員免許は保有しておりませんが、授業を含めた学校活動の補助的な役割を果たし、子供たちの理解力の向上と学力向上に効果をもたらしていると考えます。よって、小中学校における支援員の増員は専門教科の非常勤講師を配置するよりは人材確保が若干期待できるのとさらなる学力向上を図る上で有効施策と考えますので、今後教育委員会が設置しております企画室を中心とした学力向上委員会において支援員の役割や理想的な配置人数等を調査研究、協議を行い、予算確保を含め、市関係部署等に要望してまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 予算の面では独自に行動を起こせないのが現状でしょうが、委員会



として必要と思う部分はやはり理事者側とせめぎ合いを重ね、前へ進めていただきたいというふうに思います。答弁にある配慮が必要となった場合というのは、免許外申請が出たとき、もしくはかけ持ち指導になっているときなのではないでしょうか。北海道教育委員会にも退職教員等外部人材活用事業という予算確保がなされているようですから、もし当市の財政的に負担にならないものであれば、積極的に活用してもいいのではないかというふうに感じるところがありますので、検討していただいて、お願いしたいというふうに思います。

続きまして、②、部活動指導のアスリート派遣についてお伺いいたします。さきの質問の冒頭にも言いましたが、人口減少に伴い児童生徒数も教員の数も減っていきます。そうすると、周囲との競争心、負けたくないという頑張る力が育たなくなります。全国体力テストの結果のように体力衰退傾向や教員側にも専門以外の種目指導で指導への不安や顧問の引き受けに消極的になり、教育業務への間接的悪影響など教育環境がよいとは決して言えなくなる現状が引き起こります。そこで、札幌市は運動系部活動の支援策にアスリート派遣事業に乗り出しました。これは札幌にあるA—b a n k北海道という新たなスポーツビジネスのあり方を発信しようと立ち上がった団体で、各種活動の目的を持っていますが、その中の一つが義務教育の授業、部活動へのアスリート派遣となっています。そうすることで生徒の意欲向上、指導歴の浅い教員への技術指導などが考えられると言われております。当市のように生徒数が減少し、活動の活発化が著しく期待できない状況の自治体にはとても有効になるのではないかというふうに思いますが、その点お考えをお聞きいたします。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（尾堂裕之君） 部活動指導のアスリート派遣についてお答えさせていただきます。

議員のご質問のとおり、部活動指導のアスリート派遣が実現できれば、子供たちにとって大変刺激的な出来事になり、かつ有意義な時間になると思われ、

技術の向上ばかりでなく、将来の目標や夢を育むことについての教育的効果は大きいと考えます。札幌市においては、今年度よりアスリート派遣会社に委託し、事業を進めているようですが、導入している自治体も少なく、また予算も伴うことでありますので、費用の面も含め近隣、あるいは道内導入団体についての状況や資料収集を行い、アスリートや専門指導員の派遣事業の導入及び受け入れを行う学校の体制づくりについて調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 前向きとも後ろ向きとも言えない答弁のように聞こえましたけれども、どうか今後赤平の教育環境を考えた上でアスリートというところになくとも、専門指導員という、そういうスポーツの各種専門指導員に対するご検討をお願いしたいというふうにして、この質問は終わりにしたいというふうに思います。

次に、③、子供の貧困と教育格差についてお伺いいたします。日本の教育問題に子供の貧困状態が着目され、国内では経済的理由で教育を十分に受けることができない子供がいる、生まれた環境によって子供たちの将来が左右されることがあってはならないと言われておりますが、日本は約6人に1人の貧困状態の子供がいると言われております。先進国34カ国中、貧困率は実に15.7%で、10番目、決してこれは低くない状況だというふうに思いますし、さらに母子世帯においては66%が貧困で、地域のつながりの希薄化や離婚、核家族化などによる支え合いの減少が貧困に強く結びついていると言われております。子供の学力格差、教育格差は家庭の経済格差が生むとも言われ、2013年度の全国学力テストの結果分析では世帯収入の違いで正答率に約20%の開きが生じていて、世帯収入の低い家庭、子供にかけられる学校外教育費の少ない家庭というふうに表示されるのですが、そういうところは正答率が低いというふうに言われております。これは、経済格差が学力格差を生ん

でいるというふうに取り出れるのではないのでしょうか。また、教育格差は学校外教育で生まれていて、文科省の学習費調査の中では家庭が負担する教育支出、学習費の中のうち約6割から7割が学校外教育費であるというふうに出ています。そういった現状を踏まえて、今の質問の中には学校外教育というような表現が出てきていますけれども、教育を担当する課としてお考えや当市の状況、対策などお聞きしたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（尾堂裕之君） 子供の貧困と教育格差についてお答えさせていただきます。

赤平市における要、準要保護世帯の状況は、直近の平成28年度で小学校77人、率にして22.1%、中学校で63人、率にして26.9%となっており、認定率は決して低い状況ではありません。このような世帯に関しましては、就学援助制度により学用品費、修学旅行費、給食費などを援助し、経済的な軽減を図っているところです。議員ご質問のとおり、学力の面に関しましては、ひとり親の影響などから家庭の中で落ちついて学習できる環境が少ないことが要因で、家庭学習不足により学力の低下を招いているケースもあると考えるところです。学力向上を図るためには各学校の教育課程、いわゆる通常の学校での授業においてわかる授業の構築及び教師力の向上が不可欠であり、学力向上のための原点とは考えておりますが、一方その補完的な役割を担う家庭学習や保護者の意識の変革も必要と考えます。現在赤平市学力向上プランに基づき家庭学習の手引きの作成や学校だよりを通じての啓発事業により家庭学習の推進を図っておりますが、今後企画室を中心とした赤平市学力向上委員会の中で各世帯の状況や教育格差の実態把握に努め、放課後学習の推進などどのような政策が必要かつ有効かを協議し、施策によっては市福祉部局と連携を図りながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕委員会としても格差の現状はわかっているという事が聞きました。しかし、格差は実際に起こっていますし、現状苦しむ家庭や子供がいるというのも間違いないというふうに思います。そうすると、自然と貧困の世代間連鎖が生まれてくるというふうに思います。きのうの質問でもその防止策など話もありましたが、親の経済的貧困は子供から学習の機会、さまざまな体験活動の機会を奪ってしまいます。機会に恵まれなかったことで低学力、低学歴となり、そしてその子が大人になり、所得の低い職業につかざるを得なくなる現状が目の前にあります。そこで、文科省は社会を生きるために必要な力を生きる力として、生きる力とは確かな学力、豊かな心、健やかな体と定めています。学校外でのサポートがどれだけ得られるか、学校外の教育費との関係性は強く確かな学力に大きく影響し、学校での道徳の授業、家庭では親からの愛情が豊かな心につながります。そして、十分な食事を提供しない育児放棄、いわゆるネグレクトというのがふえてくると、親が食事をつくり、自分自身の健康管理もできず、心身の健康に大きく左右されていき、健やかな体に成長できないというふうにつながっていくと思います。家庭へのかかわり方、具体策は今ほど答弁でいただきましたけれども、今までも家庭学習の手引きの作成なども取り組んできていますし、家庭学習の推進を図っているというふうに思いますが、やはり家庭学習の定着についてはまだまだ足りないのではないかとこのように思います。家庭へのかかわり方や具体策についてもう少し具体的なお話が聞けたらと思いますので、もう一度お聞きしたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（尾堂裕之君） お答えさせていただきます。

申しわけありませんが、答弁の繰り返しとなるかもしれませんが、さらなる家庭学習の啓発や推進につきましても、先ほど申し上げましたが、学校と教

育委員会で組織する学力向上委員会の中で本日の竹村議員さんのご指摘などを問題提起しながら、学校現場の声を十分聞きながら、先ほども申しましたが、必要かつ有効な施策を協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 しっかり問題提起をしていただいて、今後考えていっていただけるというご答弁をいただきましたので、理解するところでもあります。教育行政の質問に対する答弁の中にも人員配置についてはある程度という答弁とか、市内における人材確保が困難とか、配慮が必要になったときとか、近隣の状況を調査などしてからというような表現がありますが、やはり当市の教育環境に必要と思われることは周囲よりも先出て理事者側と教育委員会とのほうでしっかりとしたせめぎ合いを重ねて、もっともっと前へ行かなくてはならないのではないかというふうに強く感じます。子供たちの教育環境整備は、いつも私教育行政の問題を質問させていただいたら言うのですけれども、今後赤平の未来を担う子供たちに対する投資だというふうに私は思います。どうか前へ進んでいけるような対応、対策を強くお願いいたしまして、私の質問を全て終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（北市勲君） 質問順序7、1、おもてなしの赤平づくりについて、2、さらなる資源の発掘について、3、庁舎内の環境整備について、4、安心した老後のための環境づくりについて、5、子育て環境の改善について、議席番号3番、植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 おはようございます。通告に基づきまして、質問をさせていただきます。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

大綱1、おもてなしの赤平づくりについてお伺いをさせていただきます。①、案内看板設置の検討について。北海道の観光客が増加傾向にある中でございますが、移動手段としましては30%が鉄道ということと70%は主要道路を利用した観光バス、レンタ

カー、自動車であるということが言われています。また、旅行の目的といたしまして、1位は自然観賞ということと2位は温泉ということと3位は特産品などを買うということであるようでございます。そこで、当市におきましても自然観賞がたっぷりできます。エルム高原リゾートや世界的にも有名な流政之氏の彫刻群のさらなる呼び込み、ふるさと納税返礼品など使用している特産品のPR、また地域を代表する郷土料理を初め、さらに目に見える形で主要道路沿いに看板を設置するなどご検討いただけないでしょうか。最近ではエルム高原リゾートの入り口の看板は新しく大変見やすくしていただいたのですが、文字の表記だけでございまして、さらにもう少し前のほうにPR看板があることで寄り道のきっかけになったり、またこのまちの印象づけになったり、今後の参考にしてもらおうなどの方向性に結びつくというふうに考えますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） 案内看板設置の検討についてお答えをいたします。

当市においての案内看板につきましては、国道38号のエルム高原リゾートの入り口部分に案内の看板を設置したほか、赤平工業団地の案内看板の更新を行ったところであり、赤平と隣市との市境にはカントリーサインを設置しているところであります。赤平の特徴がわかる目に見える案内看板を設置してはということですが、ドライバーが目視で確認できる看板となりますと、情報量が非常に限られるものとなりますので、とまって見られる場所に設置するほうが現実的ではないかなというふうには思います。どのような方法があるのか勉強をさせていただきたいと思います。何かまたそのようなお考えがございましたらぜひとも協議をさせていただきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 イメージを私のほうでも伝えるのが大変難しく、伝わりづらくて

大変申しわけございません。そこで、きょうパネルを用意してまいりました。これは、隣町の芦別の看板の例でございます。ガタタンのPRの案内看板でございますが、文字よりも大変見やすい形になっていまして、「こりゃうまい」というこのキャッチフレーズも大変親しみ深く、そしてやはりこういったインパクトのあるもので地域全体が応援することによって効果的なものも、市民も大変その気持ちも、機運も上がりますし、こういったものが当市においても必要なのではないかなというふうに思っております。当市もやはりこれぐらいのインパクトのあるPRしてもいい郷土料理が最近あるというふうに私も思っていますので、当市も負けずにぜひ前向きにこういった看板づくりをご検討いただきたいというふうに思います。また、そのほかにも当市におきましてはフォトコンテストも実施している例がございます。その応募の条件をPR看板の、案内看板のように募集してみるとか、写真愛好家の方に聞きますと、やはり自分の撮った写真が看板になることは大変うれしいことだということのご意見もいただいておりますので、ぜひそのあたりも含めてご検討いただきたく思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、追加の質問でございますが、平成23年度から26年度にかけて海外からの道内の観光客は57万人から154万人と3倍になっているという現状がございます。そして、パッケージツアーを使わずに独自で観光を楽しむ傾向に変化しているというところでございます。そこで、これからは外国人観光客に対しても目で見えてわかりやすい看板表示や外国語表示看板、また今は携帯電話でQRコードをかざすと音声や多言語に変換されるというような工夫をされている事例もございます。そしてまた、空知では美唄や由仁町を初め、サイクリングを楽しむ外国人観光客がふえてくるのが予想されていますので、サイクリングを楽しむ方々の目線に合った誘導看板、案内看板の設置のあり方も空知全域で連携していただくことなどもご検討いただきたく思っており

ますが、このあたりはいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） 海外からのお客様に対し、目で見えてわかりやすい看板表示や外国語表示看板、看板のQRコード設置ということですが、現状はいずれも設置をしていない状況でありますので、利用ニーズや必要性等を勘案しながら全市的に検討してまいりたいと思います。また、サイクリングの誘導看板ということですが、当市はサイクリングロードの設定がないという状況にありますので、外国人観光客のニーズなど近隣市の状況を確認し、空知全域での連携につきまして検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ただいまサイクリングロードは当市にはないということなのですが、私が夏場当市にいる間の中においてもやはりサイクリングを楽しんでいる方たちはふえているような傾向に見えていますので、全市的に今ご検討いただけるということでございましたので、また外国人観光客に対するサービスのあり方なども含めて今後ご検討いただきたく思っております。

そして最後に、この関連の質問で意見なのですが、私平成25年に案内看板に関する質問をさせていただいている経緯がございます。そのときにも既存の看板を見直していただけるというご返答もいただいております。そして、やはりちょっといろいろな気になる部分があったので、それもパネルにてきょう掲示をさせていただきたいと思っ

て、用意してきました。以前にも言っていたのですが、滝川から赤平に入ってくるところ、カントリーサインが過ぎて、もうちょっと下行ったところなのですが、このエルム高原の看板なのですが、その質問をしてから変更はされていないのですが、実際に見てみますとさびがすごい状態になっていることとこの看板を見て、きれいな温泉だなどだったりとか行ってみたいという雰囲気には

ちょっとやっぱりならないかなというふうに思うのです。ですから、こういった今ある既存の看板もぜひ見直していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 植村議員、それ後ろ側どうなっていますか。後ろの人見えますか。同じですか。

○3番（植村真美君） 同じです。

○議長（北市勲君） 同じですか。わかりました。

○3番（植村真美君） Wi-Fiサービスについてお伺いをさせていただきます。今宿泊の手配や旅行情報の入手でインターネット利用しているケースが大半を占めているのですけれども、実際には年齢層でいきますと若い方、中間層のネット利用率は50%でございます。高齢者層におきましても40%を超える利用率で、旅先からの手配を行い、また旅先におきましてもフェイスブックなどのSNSでその場の様子や景色を投函するといった人々も大変ふえている現状でございます。今でも観光客が地域の情報を日々発信している状態ということでございます。8割以上の観光客のリピーター率があるこの北海道でございまして、そのリピーターをふやすということとともに、新しい観光客を獲得するという点に関しましてはやはりWi-Fiの利用ができる空間は必要不可欠だというふうに感じるところでございます。そこで、当市におきましてもフリーでインターネットが楽しめる場所の拡大をご検討いただきたく思っております。多くの市民や観光客が集う場所、エルム高原リゾートやAKABIRAベースなどの公共施設に優先的にWi-Fi環境を整備していただきたく思っておりますが、この点につきましてはいかがお考えでしょうか。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） Wi-Fiサービスにつきましてお答えをさせていただきます。

2015年の訪日外国人につきましては約2,000万人と言われ、まだまだ2020年の東京五輪までは増加傾向が続くというふうに言われておりますが、旅行者の形態は団体ツアーから個人旅行へとシフトしてい

るようで、北海道ではレンタカーの利用者が年々増加をし、行動の範囲も多様化を見せております。約9割の方が訪日旅行中にインターネットを利用し、観光スポットの検索やグルメ情報の入手などを行いながら移動しており、訪日外国人観光客が求める第1位にWi-Fi環境の整備が挙げられております。また、スマートフォンやタブレット端末の普及により民間の施設においてもWi-Fi環境の整備が進んできているところです。当市におきましても市役所を初め、みらい、総合体育館、東公民館、コミセン別館にはWi-Fi環境を一部整えておりますが、観光施設であるエルム高原リゾート、AKABIRAベースは現在整備をしていない状況であります。Wi-Fi設備にはさまざまな形態があるようなので、各サービスの特徴ですとか通信回線の諸条件等を検証させていただきたいと思いますが、各施設の利用ニーズや必要性、優先順位を勘案しながら検討させてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 大変現状は理解していただいているということでご答弁いただきました。今市内にあるWi-Fi環境におきましても、やはりフリーでなかなか使えなかったり、ちょっと使いづらかったりだったりとか、さらに使用しやすい環境づくりを全市的にも見直していただきたく思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、③、民泊制度等の情報発信についてお伺いをさせていただきます。近年道内の観光客が増加している中でございますが、宿泊施設も増加傾向にございます。その増加にある宿泊施設の種類といたしましては、民泊を含める簡易宿所が最も伸びている現状にあります。以前質問をさせていただきましたように、当市は宿がなく、火まつりといった夜のお祭りがあったといたしましても、集客力が限られていることや夜の飲食店街も寂しい状態が続いてございます。今道内においても空き家や空き部屋を利用した旅行者に有料で宿泊施設として提供し

ている方やゲストシェアハウスとして使用している方もございます。その予約も今はインターネット上で簡単にできてしまう時代でございます。民泊を進めてございます代表的な企業といたしましてはAirbnbというサイトがございまして、世界中の方が利用可能となっております。北海道では、大変人気が高い地域でございますので、環境や条件を整えればすぐに予約で埋まってしまう傾向にあるというふうにも伺ってございますし、また子育てしている方も、実は子育てをしながら管理が可能な状態であるということで、先日友達のところにもちょっと行って、見学をしてきました。そして、当市の補完的な宿泊施設の検討として今後の空き家の活用の対策にもつながっていく可能性があるのではないかなというふうに思っております。民泊やシェアハウスなどの情報収集や発信、希望者を募り、実際に民泊を行っている方をお招きし、話を聞くなど、講習会の開催も視野に入れたご検討をしていただきたく思っておりますが、このあたりはいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） 民泊制度の情報発信についてお答えをいたします。

民泊につきましては、ホテルや旅館などの宿泊施設のかわりに一般家庭などが空き部屋などに有料で旅行者を宿泊させるということであり、訪日外国人客の増加により宿泊施設が不足する中でインターネットを利用して部屋の貸し手と借り手を仲介する新たな民泊ビジネスが登場しており、日本でも既に2万件以上の登録物件があるというふうに言われております。しかしながら、現行法においてはあいている部屋を継続的に提供し、宿泊料を取る場合には旅館業法上、営業許可がなければ違法になるとされており、その扱いには十分注意しなければいけません。しかし、今後も需要がふえるとして、国としても2017年からの規制の緩和に向け、法整備を進めているところでありますが、その中でも利用日数の制限や近隣住民とのトラブルの問題等もございますので、新

制度の内容について十分に精査をいたしまして、赤平市ごと・ひと・まち創生総合戦略における宿泊施設の整備を検討した上で空き家の有効利用や宿泊施設の補完の必要性など総合的に判断し、情報の発進をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 いろいろとまだしっかりと法整備をされていないという現実であったりとか、でもそんな中でも今後法整備を強めていくという国の流れもあることではございますが、そのあたりもしっかりと情報収集していただいて、またさらにこのまちでどうしても必要だという方向性に至りましたら、ぜひ特区制度などもご検討いただきまして、進めていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、大綱2に移らせていただきます。さらなる資源の発掘についてお伺いをさせていただきます。①、重要文化財登録に向けた考え方についてお伺いをさせていただきます。自分の生まれ育ったまちに誇りを持つことはこのまちのことを知ることから始まりまして、私たち大人は次世代を担う子供たちに赤平の歴史を深く知れる場所をつくっていかねばならないというふうに、私自身もそう思っているところでございます。これまで市民生活において守られてきました、市民活動においても守られてきました、また当市のまちをつくり上げていただいた歴史の中で傳承されてきました炭鉱遺産におきましては、まさに当市の誇りとなり得るものでございまして、さらに近年九州の炭鉱遺産群が世界遺産になったことから重要文化財の登録に大変可能性を秘めているところだというふうに感じております。また、この可能性を追い求めている一人でもございます。そして、ここで当然文化財登録を代表する対象物といたしましては立坑と思うところではございますが、文化財登録を推し進めるに当たりましては、登録可能なものとしていたしまして、文化財保護法では文化財とは有形文化財、無形文化財、民俗文

化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つのカテゴリーに分類されているところがございます。その中で、記念物においては史跡、名勝、天然記念物と3つに分類されているところでございます。網走の事例でいいますと、1つのまちに史跡、名勝、記念物といった3つ種類がございまして、文化財が登録されているのです、この3つ全てが。多くの文化財が集積されているということで、その地域の文化財の価値が高まっているということと特徴的な地域といたしまして学識経験者から、またさらに周囲からも評価が上がっていると伺ってございます。当市におきましても、立坑という代表的なものに着目すると同時にほかのカテゴリーや記念物の種類におきましても文化財登録に向けた対象物がないかを探求いただきたく思っておりますが、この点におきましてはいかがお考えでしょうか。よろしくお願いたします。

○議長（北市勲君） 社会教育課長。

○社会教育課長（蒲原英二君） 重要文化財登録に向けた考え方についてお答えいたします。

現在当市には赤平市指定文化財として無形文化財の住吉獅子舞と有形文化財の奈江沢遺跡出土の棍棒形石器の2つが指定されております。また、北海道遺産として赤平市が含まれております北海幹線水路と空知の炭鉱関連施設と生活文化が選定されており、広く知られているところです。さて、文化財についてですが、国が文化財保護法に基づき価値の高いもの、重要なもの等を国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として指定、選定、登録されている文化財及び地方や市町村において指定されている文化財があります。今後重要文化財指定に向けた考え方といたしましては、旧住友赤平炭鉱立坑やぐらはもとより、重要と思われる文化財に対しましては段階を踏まえた中で最も格式の高いものを目指すほか、史跡、名勝、天然記念物等についても実現可能なものがないか幅広く掘り起こし、指定、選定、登録を目指していくところですので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 大変前向きなご答弁いただきました。この結果次第で今後の赤平市の遺産に対する周りからの見方、実は支援体制が変わってくるというところがございまして、ということもちょっと伺ってございまして、ぜひ前向きに探していただきたく思っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、②、公募型プロポーザル導入の検討についてお伺いをさせていただきます。先日公共施設等の総合管理計画が作成されまして、改革計画の中では幾つかの施設を指定管理へ移行する考えが示されてございました。これからの公共施設の可能性を伸ばそうというところが見受けられる中ではございますが、どう伸ばしていくことができるのか、内部だけの考えや視野ではなくて、外部の視野を入れて、さらなる資源の掘り起こしに挑戦していただきたく思っております。例えばエルム高原リゾートの管理事業、公園づくりに関する事業、また商店街の活性に関する事業など、当市にとって人が集う施設であったり、その調査、建設、管理、運営について各業者とともに知恵を出し合い、企画型の検討のあり方、公募型プロポーザルの導入についてぜひご検討いただきたいと思っておりますが、この点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 公募型プロポーザルについてのご質問でございますが、公募型プロポーザル方式は委託業務の受託者を特定する場合において、一定の参加資格要件を満たす提案者を公募いたしまして、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する企画提案書の提出を受けまして、原則としてヒアリング、またはプレゼンテーションを実施した上で当該提案書の審査及び評価を行いまして、当該業務の履行に最も適した受託者を特定する方法とされておりますけれども、催事、講演、イベント等の芸術性、創造性等が求められる業務や高度な技術力、企画力、開発力及び経験を求められる

業務など、公募型プロポーザル方式を取り入れ、進めている団体も見受けられるところでございます。当市におきましても、例規集システムにつきましてもは公募型ではございませんが、企画提案書を提出していただきまして、比較、検討した上で契約してきてございますし、昨年も市税等コンビニエンスストア収納業務委託につきましてもは公募型プロポーザル方式を取り入れ、契約を実施してきているところでございます。お話の事業につきましても、事業を担当する部局において、この公募型プロポーザル方式を含めまして事業に適した契約方式を十分検討いたしまして、実施してまいりたいというふうに考えております。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 前向きなご答弁いただきまして、ありがとうございます。本当に全国的にも大変ふえてきてございまして、今後やはり大型の施設の検討は当市においても大変難しい時期に入ってくるという中で、今ある公共空間の利用、利活用、リノベーションといったところでどういった工夫をされていくかというところと有効的な手段の一つとしてぜひこの導入をご検討いただきたいと、全課にわたってお願いしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

続きまして、大綱3に移らせていただきます。庁舎内の環境整備についてお伺いをさせていただきます。①、庁舎案内の工夫について。いまだに市民の声が私のところに届きます。適切な案内の方法を考えてほしいということでございます。庁舎には2つの出入り口の玄関がございまして、どちらともやはりさらなる工夫が必要だなというふうに私の中では感じるところでございます。まずは、市民は課の名前だけを書いても聞きたいことがどこで聞けるかまでわからないというところが率直に思っているところだというふうに聞きます。そこで、まずは利用率が高いコミセン側の出入り口のほうでございまして、来庁者にわかりやすい案内看板の設置をぜ

ひご検討いただきたく思っているところでございます。そのためにも入って正面にあります福祉器具や甲冑の置き場所の再検討もしていただくことが必要なのではないかなというふうに思っています。また他市の方もたくさん見えている庁舎でございまして、当市のPR性ももう少し含ませたほうがいいのではないかとこのように思っています。ふるさと納税でPRしている返礼品であったり、その他の特産品の紹介、そして今玄関左側のほうに赤平のPRビデオが流れているテレビがありますけれども、あれをもう少し見やすい場所に設置し直すであったりとか、出入り口の環境整備を再度ご検討いただきたく思っているのですが、この点につきましてもはいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 庁舎の案内のご質問でございまして、この件につきましてもは以前ご質問もいただいてございまして、コミセン玄関を利用する方が多くいらっしゃいますことから、コミセン側にも課、係名と業務内容をお知らせする案内板の設置を検討しているということで回答させていただきました。今般そのため広幅プリンターで印刷し、入り口の壁に張り、案内させていただいてきておりますけれども、しかし今ご案内のとおり、目立たないとのご指摘もございまして、案内板自体もそうではありますが、テレビ等の配置も含めまして、入り口付近を整理し、お客様の目につくよう工夫してまいりたいというふうに考えてございます。よろしくご理解のほうをお願いします。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 今ご答弁いただきましたように、これまでも何度か質問させていただいてございまして、その対応もしていただいているということなのですが、最初に対応していただいたのを見ますと、あれ、どこにそれがあるのかなだったりとか、やはり余り気づきづらいものでありましたので、今課長もおっしゃいましたように、市民にわかりやすいもの、ご検討いただきまして、さ



らに市民に対する愛を感じれるような工夫をぜひしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、関連して質問をさせていただきます。②の総合案内の仕組みづくりについてお伺いをさせていただきます。以前総合案内人の配置をご検討いただきたいということを質問させていただいたのですが、実はその配置は難しいということでご答弁いただいております。そして、実は先ほどの案内看板と同時にさらなる工夫をもっとしてもらいたいというふうに今強く思っているところでございまして、実は先日市民の意見交換会の中で高齢者の方がやはり大きな庁舎内を移動するだけでも本当に大変だということをご意見いただいております。そして、その際も市の職員の案内がやはりどうも優しくないというところでそのときはご意見いただいたのです。全てみんながそういうことではないというふうに思うのですけれども、そして本当に前の質問にも加えてのお願いなのですが、総合カウンターを設けていただきまして、電話を設置して、直接担当に問い合わせができるように、改めて間違いや混乱を防ぎ、市民が庁舎内を行ったり来たりすることがないようにしていただく工夫はできないものかなというふうに考えています。また、市民がわざわざ担当課のところに行かなくても、対応できる事柄であれば、1階の出入り口スペースのところで、担当の職員が総合カウンターに来て、対応するといった仕組みづくりなどぜひご検討いただきたく思っておりますが、この点につきましてはいかがお考えでしょうか。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 総合案内の仕組みとすることでございますが、これも以前ご質問いただきまして、たらい回しにならないよう近くの職員がお客様のニーズをしっかりと聞きまして、お客様のお求めに合っている窓口をご案内することによってしっかりと対応してまいりたい旨回答させていただいておりますけれども、このことはもちろん徹底させていただきたいと考えておりますし、このほかさきに

回答させていただきました案内板に例えば内線番号を記載しておきまして、先ほどお話のございましたお客様用の電話を配置するなど、用事の階にみずから電話していただくことができるようにしておくなど、お客様の利便のため可能な方法を今後検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ただいま検討していただけるということで前向きなご答弁いただきました。出入り口のトータルの環境整備、改めて総合案内人の配置はできないにしても、一日中ではなくても、市民が多く来る時間帯の配置であったり、庁舎の案内の仕組みはどうしていくべきか、庁舎の建物の課の編成も、配置がえも時には考える必要もあるかもしれませんし、そしてさらに最近見かけるのは、よく各階に来て、各階に行ってもどこに行っていないかわからない。階段を上がったところで戸惑う市民の方たちも見受けられますので、各階段のところの案内板をさらに工夫していただくなど、それとさらに市職員の待遇に対する対応、迷っている市民を見かけた場合にはこんな形で接しましょうだったりとかという意識統一をぜひぜひご検討いただきたく思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、大綱4に移らさせていただきます。安心した老後のための環境づくりについてお伺いをさせていただきます。この関連した3つの質問につきましては、赤平の高齢化率は道内の中におきましても大変上位でございまして、170市町村中8番目の上位に位置しております。高齢者に対する健康サポートは北翔大学との連携などを通して取り組まれているところではございますが、その後の対応としてさらに当市におきましても考えていかなければならないこと、また高齢者が多いまちの特徴をこの地域の強みにしまして、全国の中におきましても先駆けてお手本となるような取り組みといったものが必要ではないかということの観点に基づきまして、

質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、①、後見人の制度の推進についてお伺いをさせていただきます。後見人制度の全国の利用者数が平成22年度は14万人、平成23年度は15万人、平成24年度は16万人と近年のデータによりますと年度ごとに約1割増という傾向がございます。高齢化率が高まる当市におきましてもこの制度の積極的な取り入れをぜひご検討いただきたいところではございますが、当市の後見人の制度の周知が消極的ではないかという声をよく耳にしました。これまでの経緯や実績につきまして、この利用状況をお知らせいただきたく思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 後見人制度のこれまでの経緯や利用状況についてお答えさせていただきます。

後見人制度は、知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が十分ではない、あるいは衰えが認められるなどの場合にそれを補い、法的に支援するための制度であり、民法に基づく法定後見と任意後見契約に基づく任意後見があり、未成年にも同様に未成年後見の制度がございます。また、その後見人になることができる者としては家族や親族で、後見人を選定している方の半数以上に上っており、残りが第三者を後見人として選任しております。高齢者の後見人制度の相談に関しましては、地域包括支援センターに家族や担当している介護支援専門員などから年に数件程度寄せられ、平成21年から現時点までに22件の問い合わせや相談がございました。内容によっては財産や法的な問題も含んでいることから、弁護士や司法書士などの専門職につなげるアドバイスをしており、ほとんどが後見人の選任に至る前に解決に向けた道筋がついているようで、実際に後見人をつけたケースはまれとなっております。数年前には家族がいない、またはいても疎遠で、後見人の申し立て手続きができないというケースが2件あり、市長が裁判所に後見人選任の申し立てを行ったこともございました。以上がこれまでの経過と利

用状況でございます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ただいまの状況わかりました。平成21年度から22件ということです。今では後見人の周知や相談窓口といたしまして、今も地域包括支援センターに当市は委ねているということではございますが、別途団体が組織されているケースもございます。当市におきましても今後大変必要になってくる制度だと思っておりますので、後見人制度を知らない方、また知っていたとしても手続きが難しいという状況になっている方もいるということを現に伺っています。相談窓口の充実、周知方法の見直しや後見人候補者の選定や養成講座の開催案内など、さらに積極的に行っていただきたく思っておりますが、その点におきましてはいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 市民後見になるためには長期間にわたり養成講座で各種プログラムを受講し、厳格な選考審査を経た受講者の中から市民後見人候補に選任され、登録されるもので、講座受講者の全てが候補者になれるわけではございません。現時点では第三者後見には弁護士、司法書士が選任されるケースがほとんどであり、市民後見人から選任されるほどの需要はない状況でございますが、老人クラブ等を通じて後見人制度の周知を図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 高齢化率が多いまちでございますので、その利用率が、今聞いたように、大変少ない状態にあることもすごく心配でございます。ですから、近隣でそういった団体が組織されているところもございますので、ぜひそういったところとも連携し合いながら手を差し伸べてあげられるような環境づくりをよろしくお願いしたいというふうに思います。

続きまして、②、エンディングノートについてお伺いをさせていただきます。日本の高齢者がいる世

帯数は、40%以上ということでございます。そのうち単身や夫婦のみで暮らす世帯数は半分以上の割合になっているというデータがございます。当市におきましても、平成22年度のデータでございますが、高齢者がいる世帯が53.8%、高齢者の単身世帯は35.1%、高齢者夫婦世帯部分は31.4%とやはり当然のことながらではございますが、高齢者比率に比例しまして日本全体の数値を上回っている状態でございます。その高齢者の方々が病気や突然の事態に不安を持って生活をしていることも当然理解できません。そこで、遠方にいる親族や周りの者たちがいざというときに慌てなくてもいいように、さらに当人の不安を少しでも解消できるための手法といたしましてエンディングノートの推奨をしていくのはいかがでしょうか。まず、当市といたしましての推薦エンディングノートを選定しまして、紹介する。その書き方や保管の仕方などの相談窓口や出前講座に組み入れるなど、そうすることによって元気なうちに万が一に備えたご本人の考え方も定まり、そのためのに向けた準備や親族に対しての伝達も早くなっていくのではないかと考えます。そして、この前に質問させていただきました後見人制度の必要性も高まっていくことと思っておりますが、この考え方についてはいかがお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） エンディングノートについてお答えさせていただきます。

エンディングノートとは高齢者が人生の終末期を迎える死に備えて、自身の希望を書きとめておくノートで、自身が死亡したときや判断力、意思疎通能力の喪失を伴う病気にかかったときに備え、自分の希望する内容を記入していくものであり、遺言書とは違い、法的拘束力を伴うものではありませんが、存命中や死後に残された家族の負担を軽減することを目的としています。記載する事柄も特に取り決めはなく、任意で記載することができますが、主な事柄といたしましては病気になったときの延命措置を望むか望まないか、財産記帳に関する情報、葬儀に

関する希望、相続に対する考え方、プロフィール、自分史などを記載しているようでございます。数年前に介護予防事業の一環として札幌の相続支援を行っている事業所から講師をお招きし、エンディングノートの講演会を開催したことがありますが、それ以外の取り組みは現在実施はしておりません。エンディングノートは書籍や文具として市販されており、記載はとても簡単なため、高齢者でも十分に記載が可能につくりであり、価格も1冊数百円から数千円程度で、かなりの種類が販売されていますので、必要に応じてこれらを活用していただければと思います。高齢化が進む中、元気なうちにもしものときに備え、自分の意思を記載しておきたいと思う方がふえることも予想されることから、各施設や民間事業者へも働きかけてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいとお願いいたします。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 他市の取り組みにおきましては、遺言書の書き方の相談窓口ということもございましたり、そういったことの窓口も大変今は他市の取り組みの中でも見られます。そして、これが行政ですることなのかと感ぜられる部分もあるかもしれません。でも、それがやはり今高齢化率が高いまちのサービスの一環といたしましてご検討していただきまして、少しでも高齢者を周りで見守る体制づくりという、そういったこのまちに住みやすい雰囲気づくりというものの中で考える中で有効的な手段の一つといたしましてご検討いただきたく思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、③、共同墓地についてお伺いをさせていただきます。ある統計によりますと、日本の年間の死亡者数120万人のうち孤独死は約3万人と言われております。そして、割合でいいますと今は100人に1人なのですが、これはこれから2040年ごろになりますと孤独死が年間20万人に到達する可能性があるということで指摘をされています。そういったことになると、当然高齢化率が高い市町村といたしましては、孤独死の対策やその後の対策という

ものも行政の立場で考えざるを得ないときも来るのではないかというふうに予測いたします。当市におきましてもそのような事態に備えまして、これからの時代に合った墓地のあり方を模索しておくべきなのではないかと考えます。そこで、今では共同墓地を建造する市町村もあると伺っておりますので、先ほどのエンディングノートの推進とともに、必要性を市民の方々に聞く機会をつくり出すなど、今後の当市の墓地のあり方を考えていく時期に来ているのではないかと考えますが、この点につきましてはいかがお考えでしょうか。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） 共同墓地についてお答えいたします。

全国的に親類縁者などがいないなど、人それぞれの事情によりお墓の承継が困難な方がふえてきておりますが、この問題に対しまして一つの選択肢として、呼び名は違いますが、同じものとして共同墓、合葬墓、合同墓と呼ばれているものがございます。議員ご質問の共同墓地につきましては、これらに該当するものとして答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。ここでは合同墓と呼ばせていただきますが、設置、または設置予定としている市もふえてきておりまして、道内では35市中、札幌市を含め7市が市で設置しており、設置予定としている市が5市あります。また、空知管内の10市につきましては、今のところ設置がございません。岩見沢市のみが設置予定となっているようでございます。合同墓の形態としましては、火葬したお骨を直接お墓の地下部分に他人のお骨と一緒に埋葬されてしまうということで、一度埋葬されますとお骨をそこから取り出すことができないと、そういうことになっておりまして、一般のお墓、家墓、先祖代々のお墓とちょっと異なっているものでございます。また、市で設置するほか、民間事業者の方が合同墓を設置する例もふえてきておりまして、当市におきましてもお寺などが合同墓を設置したケースもございます。このような中、当市の霊園・墓地にあるお骨

を親類縁者のいる札幌市などの霊園に移す方もまたふえてきている状況でございます。年々ふえてきております。市民のお墓に対する考えもそれぞれさまざまであることから、合同墓に対するニーズの把握など合同墓に対するアンケート調査も一つの手法として、市が設置するべきかどうかなども含めまして研究してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願申し上げます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ただいまご答弁いただきました。他市の取り組みといたしまして、実はこれからの墓地行政を考える研究会というのが結構やっぱり各地域でも開かれている現状でございます。終活の問題を地域で考えるところもございすので、参考にしていただきたく思います。そして、墓地のことは暗いことと捉える感覚ではありますけれども、大切な市民のサービスの一環として捉えていただきますようよろしくお願いたします。

続きまして、大綱5に移らせていただきます。子育て環境の改善につきましてお伺いをさせていただきます。①、子供カルテの導入の検討についてお伺いをさせていただきます。障がいのある子供を持つ親の悩みといたしまして、新しい年度を迎え、教育環境や先生もかわるたびに子供の特性やこれまでの経緯の引き継ぎが十分ではなくて、親は最初から説明をするといった事態になる場合があるというふうに伺っています。全てを引き継ぐことは大変難しいところだというふうに思いますけれども、もう少しその課題について強化をする部分があってもいいのではないかと感じているところでございます。また、障がいを持っていても働ける環境づくりをどう地域でつくり出していくのか、障がい者の人生をどのように地域で支えていくことができるのかといった課題に対してもさらに強化をと感じているところでございます。そこで、例えば障がいを持っている子供が生まれ、乳幼児、幼少期、就労に至るまで地域で広く見守る体制づくりを強化するために子供カルテを導入してはと提案いたしますが、この点につ

きましてはいかががお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 子供カルテの導入検討についてお答えいたします。

当市では、保健師や子育て支援センターなどが窓口となり、保育所や幼稚園、学校とも連携しながら障がい児や配慮が必要な子供の相談支援を行っています。赤平市には言語療法士や臨床心理士がいないため、外部の専門機関にもご協力をいただき、可能な限りの支援につなげられるよう取り組んでおり、昨年度は赤間小学校内に通級指導教室を開設したほか、今年度は市内の社会福祉法人が放課後等デイサービスの事業を開始するなど、療育環境も、徐々に整ってきたところであります。日ごろより各関係機関が連携を図り、適切な支援に努めていますが、小学校就学の際には教育委員会主催で年3回教育支援委員会兼特別支援教育連携協議会を開催し、学校と関係機関が就学に当たり配慮が必要な子供や特別支援を受けている子供の申し送りや状況確認を行っているところでございます。子供たちが伸び伸びと育つためには、特に配慮が必要な子供に対しては乳幼児期から学校、成人に至るまで成長段階に応じた切れ目のない支援が必要であり、その支援をサポートするツールとして、子供カルテなど、名称はさまざまでございますが、記録を独自に作成し、活用している自治体が道内でも札幌市や函館市など数カ所ございます。その内容といたしましては、子供が生まれたときから就学、就労に至るまで発育や発達、医療、教育、社会生活の情報が記載された記録を関係者が手伝いながら保護者が記載し、学校や医療機関に相談するときに適切に説明するツールの一つとして使用するものでございます。関係者もこれまでの経過などを共通理解することで一貫した支援を受けることをサポートするものとなります。今後につきましては、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の中で切れ目のない支援を行うために子育て相談と支援体制の確立を目指していることから、

子供カルテの作成等も含め、さらによりよい連携や支援体制のあり方を保健、福祉、医療、教育の関係者及び当事者の方たちと検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ただいま子供カルテのご答弁いただきまして、ありがとうございます。前向きにお考えいただいた内容を聞きまして、すぐく安心するところではございますが、これまで以上に課の連携と地域との連携、またさらに企業との連携も実は必要になってくる部分が出てくるというふうに思いますので、そのあたりも対応いただきまして、積極的に行っていただきたく思っておりますので、ぜひご検討のほどよろしく願いいたします。

続きまして、②の地域と家族で取り組む学力向上の推進についてお伺いをさせていただきます。子供たちの学力に対する興味を底上げするには、地域や家族にも責任があり、周りの大人たちはそういった環境づくりをつくり出す行動が必要だと考えています。そこで、よき事例といたしましてご紹介をさせていただきますたく思いますが、不登校や高校中退者を積極的に取り入れている学校といたしまして、池上学院高等学校の池上先生が言われています、学力が食育でつくられるといった言葉もありますように、伝統的な和食が体や脳を育てる最良の食事とされていることから、親が今以上に子供の食生活に関心を持ち、子供の健康状態や学力に集中しやすい環境をつくり出すこと、またさらなる事例といたしましては、座禅は心を落ち着かせ、安らぎが得られまして、集中力も鍛えられるというふうになされています。そういった家族で取り組む習慣づけが当市においても広まるのが望ましいというふうに感じています。そこで、親と子が一体となって学力に興味を持つ取り組みといたしまして、漢字検定を当市においても取り入れてはいかがでしょうかというふうに考えます。当市の小中学校に呼びかけを行いまして、家族

で検定に取り組むことを応援する事業を考えていくなど、その他当市に合う形を見つけた中でもよろしいですが、家族が一緒になって子供と学力向上につながる支援づくりを検討するなど、他の地域で取り組む事例も参考にさせていただきながらご検討いただきたく思っていますが、この点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（尾堂裕之君） 地域と家族で取り組む学力向上の推進についてお答えさせていただきます。

現在赤平市学力向上プランに基づき、市教委として市広報やホームページにより市全体の学力の状況や改善策について周知しながら、地域や家族の理解、協力、支援をお願いしているところです。また、各学校におきましても、学校だよりを通じてより具体的な状況、家庭学習の習慣化、望ましい生活環境づくりについて保護者や地域のお願いをしているところです。議員ご質問のとおり、漢字能力検定等ができれば学校全体として取り組み、より見える形で保護者と子供がともに学習し、上位の級を目標に親子のコミュニケーションを図ることは保護者の意識の变革を促す点において有効な手だてと考えるところです。しかしながら、漢字検定を例にいたしますと、検定料が、級により異なりますが、1,500円から5,000円かかり、実施する場合は検定料の支援など予算の確保も必要になることから、教育委員会が設置しております企画室を中心とした学力向上委員会において現場の意見等を十分に聞きながら効果的な実施方法や費用負担を検討したいと考えますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 いろいろと対策というのは考えられる部分があるというふうに思うのですが、例えば当市でいいますと、書に関連いたしますと赤平出身の書道家の石飛博光先生もいらっしゃいます。また、食に関しては、おいしいお米がとれる赤平でもございます。そして、座禅に

関しましては、当市のお寺さんとも連携をさせていただきながら、身近でできる環境もいろいろとあるのではないかなというふうに考えていますので、先ほど同僚議員からもございましたが、子供の貧困ということに至っても学力の低下であったり、家族のコミュニティの低下というものがやはり見られているというところでございます。人口が少ないから、そういった環境が劣っているということも思われにくいというふうに私は思いますので、そのあたりの全体的な支援体制も今後ぜひ全体的な教育の部分から考えていただきたいというふうに思っております。質問でございました。ありがとうございます。地域と家族で支え合える子供たちに対する学力の向上に向けた子供たちに興味を持たせるような環境づくりというものもぜひご検討いただきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきますが、このたびの質問の答弁の内容におきましては実施していただけるとお約束いただいた部分がございますので、この部分が今後どのように予算計上されていくのかということをしつかりと見させていただきたいというふうに思っております。そのほか前向きにご答弁いただきましたことにつきまして今後ともに考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 以上をもって、一般質問を終了いたします。

---

○議長（北市勲君） 日程第4 議案第111号赤平市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第5 議案第112号赤平市国民健康保険条例の一部改正について、日程第6 議案第113号赤平市地域コミュニティセンター設置条例の一部改正について、日程第7 議案第114号中空知広域市町村圏組合規約の変更について、日程第8 議案第116号財産の処分についてを一括議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。行政常任委員会、竹村委員長。

○行政常任委員長（竹村恵一君）〔登壇〕 審査報告を申し上げます。

平成28年6月14日に行政常任委員会に付託されました議案第111号赤平市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第112号赤平市国民健康保険条例の一部改正について、議案第113号赤平市地域コミュニティセンター設置条例の一部改正について、議案第114号中空知広域市町村圏組合規約の変更について、議案第116号財産の処分について、以上5案件について、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、平成28年6月15日、委員会を招集して審査いたしました。

審査の結果、全会一致をもって原案可決と決定した次第であります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第111号、第112号、第113号、第114号、第116号について一括採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。

○議長（北市勲君） 日程第9 議案第117号平成28

年度赤平市一般会計補正予算、日程第10 議案第118号平成28年度赤平市下水道事業特別会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第117号平成28年度赤平市一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成28年度赤平市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,401万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億4,430万8,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款13国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金として734万9,000円の増額であります。国による臨時福祉給付金給付費補助金として735万9,000円を増額し、事務費用に充当し、また社会保障・税番号制度システム整備費補助金の内示により1万円を減額するものであります。

款15財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入として144万8,000円の増額であります。旧平岸小学校教職員住宅2区画、茂尻本町1区画の市有地売却に伴うものであります。同じく節2建物売払収入として86万5,000円の増額であります。旧平岸小学校教職員住宅2棟の売却によるものであります。

款17繰入金、項1基金繰入金、目4あかびら創生基金繰入金として592万5,000円の増額であります。赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略施策の一環として赤平市移住定住プロモーション動画を活用した移住定住促進PR事業委託料に200万円、北海道空知地域創生協議会負担金に50万円、地元農産物

特産品化業務委託料及び旅費に342万5,000円を充当するものであります。

款18繰越金として842万4,000円の増額であります。平成27年度決算に基づく剰余金は3億円以上見込まれるため、今回の補正による歳入不足額を調整するものであります。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款2総務費、項1総務管理費、目7財産管理費、節12役務費として15万7,000円の増額であります。旧赤平消防署跡地を売却するための不動産鑑定評価手数料であります。

同じく目9企画費、節13委託料として200万円の増額であります。前年度に作成した赤平市移住定住プロモーション動画を活用し、首都圏の京葉線並びに埼京線の電車内で1週間放映、東京都並びに札幌市の映画館で2週間放映、約2万3,000人の来客が見込まれる札幌市内イベント会場の4公園で放映するため、移住定住促進PR事業委託料を計上するものであります。同じく節19負担金補助及び交付金として50万円の増額であります。空知総合振興局と空知24市町が連携して、空知地域の知名度向上並びに総合的な魅力発信など管内の活性化に向けた取り組みを実施するため本年5月31日に設立された北海道空知地域創生協議会負担金であります。

同じく目10地域おこし協力隊事業費として300万円の増額であります。地元農産物を生かした特産品の開発や農産物をPRするため、隊員1名に対する報償費等の必要経費を計上するものであります。

同じく目14市民生活費、節11需用費として53万5,000円の増額であります。雪などの影響により共和地区集会所の屋根の軒の一部が破損したことによる修繕料であります。

8ページをお願いいたします。同じく項2徴税费、目2賦課徴収費、節7賃金として63万1,000円の増額であります。車庫、物置の課税に向けた調査を行うため7月から11月までの間事務補助として臨時職員1名を雇用するものであります。

10ページをお願いいたします。款3民生費、項1

社会福祉費、目2障害者福祉費として43万1,000円の増額であります。手話奉仕員養成講座の実施に伴う臨時職員の時間外勤務手当に係る賃金として8万9,000円、手話奉仕員並びに通訳士の謝礼などに係る報償費として34万2,000円を増額するものであります。

同じく目11臨時福祉給付金給付事業費として735万9,000円の増額であります。国の施策の一環として低所得の高齢者等を支援する年金生活者等支援臨時福祉給付金及び平成26年4月の消費税率の影響を緩和するよう所得の低い方に暫定的、臨時的な措置として臨時福祉給付金をそれぞれ給付するため、給付にかかわる時間外勤務手当を初めとする事務経費を計上するもので、本経費に対して全額国庫補助金が充当されます。なお、給付金につきましては、対象人数の情報提供が6月中旬に国から示される予定となっていることから、9月議会にて補正対応する予定となっております。

12ページをお願いいたします。同じく項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節13委託料として64万8,000円の増額であります。平成28年4月から国における子供、子育てに関する制度改正が行われ、保育所等の利用者負担軽減措置を実施することが決定し、子ども・子育て支援システム改修委託料を計上するものであります。

同じく目3子育て支援センター費、節18備品購入費として13万8,000円の増額であります。臨時保育士1名の配置に伴い、パソコン等を購入するものであります。

同じく目4保育所費として49万5,000円の増額であります。社会保障・税番号制度システム整備費補助金の内示により児童福祉システム委託料を増額するものであります。

同じく目7児童手当費として社会保障・税番号制度システム整備費補助金の減額の内示により財源補正を行うものであります。なお、以降同様の減額に伴う財源補正につきましては、説明を省略させていただきます。



16ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目2生活習慣病予防費、節13委託料として6万5,000円の増額であります。社会保障・税番号制度システム整備費補助金の内示により健康管理システム委託料を増額するものであります。

18ページをお願いいたします。同じく項2清掃費、目1じん芥処理費につきましては、じん芥処理場費の増額補正によりごみ処理手数料の財源補正を行うものであります。

同じく目2じん芥処理場費、節18備品購入費として14万1,000円の増額であります。じん芥処理場における受け入れ内容物の適正管理を強化するため捨て場と管理棟の交信に必要な無線機を購入するものであります。

20ページをお願いいたします。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費として342万5,000円の増額であります。地元農産物を活用するための調査、戦略、商品開発などを専門業者と連携するため地元農産物特産品化業務委託料として299万7,000円、委託先との打ち合わせや都市部での試験販売などを行うための旅費として42万8,000円を計上しております。

22ページをお願いいたします。款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費、節13委託料として49万7,000円の増額であります。赤平工業団地内の企業より団地内の土地の等価交換の申し入れがあり、交換後の市有地面積のほうが大きくなることもあり、市として現有市有地の分筆測量を行うものであります。

24ページをお願いいたします。款10教育費、項5社会教育費、目1社会教育総務費、節11需用費として14万9,000円の増額であります。本年5月4日から5日にかけての強風等の影響により旧公民館の屋根の一部が破損したための修繕料として8万1,000円、炭鉱資料館の施設の老朽化により雪などの影響によって屋根の一部が破損したための修繕料として6万8,000円を計上するものであります。同じく節14使用料及び賃借料として56万1,000円の増額であり

ますが、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略施策である炭鉱遺産公園整備を推進するためズリ山展望広場周辺の市有地の境界から旧住友立坑やぐら周辺の民有地を本年10月1日から借り受けるための土地借り上げ料として固定資産税相当額となる56万1,000円を計上するものであります。

26ページをお願いいたします。款12諸支出金、項1過年度還付金として55万2,000円の増額であります。平成26年度の未熟児養育医療費等の確定に伴う国庫支出金の還付金であります。

28ページをお願いいたします。同じく項2特別会計繰入金、目4下水道事業特別会計繰入金として272万7,000円の増額であります。今回補正の経営戦略策定業務委託料の2分の1を一般会計から繰り出すものであります。なお、本繰入金の2分の1については、特別交付税で措置される予定となっております。

30ページをお願いいたします。款13職員給与費につきましては、子育て支援センター費の歳出補正予算の計上により道支出金を財源補正するものであります。

次に、議案第118号平成28年度赤平市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成28年度赤平市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ545万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,003万8,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として272万7,000円の増額であります。経営戦略策定業務委託料の2分の1を繰り入れるものであります。

款5繰越金として272万7,000円の増額であります  
が、平成27年度決算に基づく剰余金は500万円以上見  
込まれるため、今回の補正に伴う歳入不足額を調整  
するものであります。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であり  
ますが、款1下水道事業費、項1下水道事業費、目  
2公共下水道事業費、節13委託料として545万4,000  
円の増額であります。総務省より地方公営企業会  
計の中長期的な経営として10年間の基本計画となる  
経営戦略を平成28年度中に策定するよう要請があ  
り、経営戦略策定業務委託料を計上するものであり  
ます。

以上、議案第117号及び第118号につきまして一括  
してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜り  
ますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、一括質疑に入ります。  
質疑ありませんか。竹村議員。

○4番（竹村恵一君） 質疑をさせていただきます  
が、議案の第118号の下水道事業特別会計のほうです  
けれども、6ページ、7ページで今ほどご説明いた  
だきましたが、2点ほどお聞きいたします。

まず、この経営戦略策定というのはどういった中  
身のものになるのかというのを簡単に説明をしてい  
ただけたらというふうに思うのと、国のほうで10年  
間ということでお話があるのだというふうに思うの  
ですけれども、この社会事情の中、10年間の計画と  
いうのは当市にとって本当に適正なものになってい  
くのかというのが考えられる疑問点になるのですけ  
れども、当市として10年間というのは何ら内部で検  
討して、国では10年間になっているけれども、当市  
としては何か対策を考えておこうというようなこと  
があるのかというのを2点お聞きしたいというふう  
に思います。よろしくお願ひします。

○議長（北市勲君） 上下水道課長。

○上下水道課長（杉本悌志君） 経営戦略について  
お答えいたします。

簡単に言いますと、将来にわたって安定的な事業  
を継続していくための中長期的な経営の基本計画の

策定で、期間については一応10年以上の期間を設定  
するというので投資計画、財政計画を策定するも  
のであります。10年ということでは先ほど言われたの  
ですが、一応計画については10年以上ということに  
なっていますので、10年以上の計画を検討してい  
きたいと思っています。

○議長（北市勲君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 議員おっしゃられ  
るように、確かに10年というのは、動向等揺れ動く  
ということ、非常に厳しいものもあるのですが、  
今総務省のほうで定められた要請に基づいて策定を  
しなければ、平成29年度の下水道事業に關します普  
通交付税の算定から外されるという部分がございます  
して、必ずつくらなければならないと。財源影響を  
避けるための策定ということも位置づけられており  
ます。

以上です。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君） 補足もいただきまして、あ  
りがとうございます。当市としては、立てなければ  
いけないので、立てるのでしょうけれども、10年間  
の中で例えば大きく情勢が変わった場合の対策等の  
ことも予備計画として考えていこうという考えがあ  
るのか、全くそういうのはなく、定められたように  
計画を定めて、要請されたように立てるしかない  
ということか、その点もう一点だけお願ひいたしま  
す。

○議長（北市勲君） 上下水道課長。

○上下水道課長（杉本悌志君） 一応計画は立てる  
のですけれども、状況に応じてローリングという形  
でそのとき、そのときの状況に合わせて変更をして  
いきたいと思っています。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君） 1点質疑させていただきたく  
思うのですけれども、8ページから9ページでご  
ざいます。総務費の徴税費でございますが、先ほど  
63万1,000円ということ、車庫、物置の調査が始まる  
ということ、聞きました。その中で、これ以前も調

査入っているのではないかなというふうに私の中では考えていたのですが、今回はどういった対象のものであってだったりとか、調査する背景を教えてくださいいただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 税務課長。

○税務課長（下村信磁君） 調査なのですが、今のところ順調に進んでおります。既に課税台帳と航空写真を照合しまして、昨年から外観の調査が終了し、課税と思われる車庫、物置について補足をするための外観調査を前年度で終えております。これから評価のための本格的な実地調査、それと評価データベース化の作業を開始していく予定であります。内容といたしましては、面積の計測だとか、あるいは地上げ、あるいは建築年度の確認などの調査に入ります。

以上です。

○議長（北市勲君） 向井議員。

○6番（向井義擴君） 補正予算の農業費の20ページ、21ページについてお伺いいたします。

農業振興費として食ブランドの創出、地元農産物特産品化業務委託料299万7,000円、その他経費ということで合計342万5,000円が計上されておりますけれども、これは農業の6次産業化を目指すことなのか、地元農産物を使った特産品の開発を主眼とするのか。これ農業予算でありますので、6次産業化が主であるというふうに理解したいと思います。これをどのようにこれから取り進められるのかという、手順についてどう執行していくのかをお聞きしたいと思います。

○議長（北市勲君） 農政課長。

○農政課長（菊島美時君） この事業は農産物の商品開発を目指すものであり、商品の開発により売れる農産物をつくり上げることで農業者の機運を高め、6次産業化のきっかけづくりに結びつけたいというものでありまして、特産品推進協議会のメンバーであるJAたきかわ、農業委員会、農業振興協議会、バストライス、農村女性部などの農家さんの主要な団体の代表メンバーによって今回3月の総会

の中でも説明させていただいたのですけれども、これからも現場の農業者や各農業団体と十分協議してこれを進んでやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 向井議員。

○6番（向井義擴君） これは6次産業化、各地でやられておりますけれども、なかなか単純に簡単に成功するような事例が見られないわけでありまして、6ページ、7ページの食ブランドの創出、これも食ブランドの創出で合計600万円を超えるということはやはりこの赤平の食ブランドの創出に並々ならぬ補正を組んで、進められるということでありますので、ぜひとも成功してほしいと思っておりますので、十分検討して、慎重に取り組みされることを望みたいと思っております。

以上です。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） まず、2点なのですけれども、1点目、7ページ、一般会計補正のほうなのですが、企画費の委託料です。200万。先ほどの説明の中で上映場所と期間は詳しく説明いただいたのですけれども、今回の説明にあったところだけの予算なのか、今後にもやる予定があるのかというのを1点、それともう一点は21ページの、今向井議員も質問しましたけれども、節13委託料ということなのですけれども、これについては委員会報告では6次産業化ということで報告を受けていた内容ののれん会に委託をするということと変わらないのかということ、特産品推進協議会というものがあるのですけれども、そちらとの関連についてお聞きしたいと思います。

○議長（北市勲君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） まず、移住定住促進PR事業委託料の関係ですが、昨年度作成しました動画を効果的に活用するというので、現段階としてはPRを主流とした形できっかけづくり、興味を抱いていただくということでより多くの方にごらんいただくということで考えております。例えば京葉線でありますと先ほど申し上げた1

週間放映ということですが、この京葉線につきましては1週間の乗客数は314万人という形で想定しています。また、埼京線については628万人の利用者と。映画館2カ所については、ここは利用というのはなかなか見込みづらいところではありますが、先ほど申し上げましたイベントの会場について、札幌で行われる部分については2万3,000人が見込まれると。こういう大勢の中できっかけづくりとしてスタートすると。今後においては、この動画がこういった形で反応があったかというのを見きわめた中で、次年度以降になると思いますが、今年度はまだこの箇所です試験的な形で放映をさせていただいて、効果が見出せればさらに来年度以降も継続、あるいはさらに拡大ということも検討していきたいというふうに思っております。今年度は、この事業に限ってということで想定しております。

○議長（北市勲君） 農政課長。

○農政課長（菊島美時君） 最初6次産業化の内容だったが、内容が変わったのかに対しましては、しごと・ひと・まち総合戦略におきまして新商品開発として農産物の商品のブランド化につなげるということになっていましたので、売れる農産物の推進により農業者の機運を高め、6次産業化のきっかけをつくることと、そして当初農業委員会では6次産業化という説明をさせていただきましたが、6次産業化のきっかけづくりの事業なので、この事業としました。内容は、別に変わっておりません。それと、特産品推進協議会ではできないのかという理由につきましては、特産品推進協議会の皆さんにはこの話をさせていただいておりましたが、そのときに協議会の中ではみずから新たな商品をつくり、またパッケージ等を考えていくにはちょっと難しいという話がありましたので、まずはこのために外部からの目線を入れることによって、このたびの委託ということでさせていただきました。また、実施につきましては、当然協議会の積極的な参加と急進的な体制をとって考えていきたいと思っております。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） 1点目のほうは、ことしは今説明された分だけということで確認とれました。ただ、効果の見きわめというのはこれ本当に難しいと思いますので、来年度に向けてしっかり調査していただきたいと思っております。

あと、もう一点、農業関係のほうなのですけども、外部の目線を入れるということに重点を置いて今回はやるということで、特産品推進協議会ではみずからでは難しいと、パッケージなどできないというご答弁だったと思いますが、特産品推進協議会のほうにも予算は当たっているわけで、当然特産品推進する中心になるべきところだと私は思いますので、そちらのほうとしっかり連携とってやっていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（北市勲君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第117号、第118号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第117号、第118号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第117号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。  
次に、議案第118号について採決をいたします。  
本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案どおり可決されました。  
暫時休憩いたします。

(午後 0時15分 休憩)

---

(午後 1時00分 再開)

○議長(北市勲君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(北市勲君) 日程第11 意見書案第22号次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書、日程第12 意見書案第23号骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書、日程第13 意見書案第24号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書、日程第14 意見書案第25号「要介護1・2の保険外し」を中止し、安心・安全の介護保障を求める意見書、日程第15 意見書案第26号日本政府に核兵器全面禁止の為の行動を求める意見書を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。獅畑議員。

(「説明省略」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第22号、第23号、第24号、第25号、第26

号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第22号、第23号、第24号、第25号、第26号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、意見書案第24号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(北市勲君) 起立多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、意見書案第22号、第23号、第25号、第26号について一括採決いたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長(北市勲君) 日程第16 請願、陳情に関する閉会中審査の議決についてを議題といたします。

お諮りいたします。閉会中において受理した請願、陳情については、別紙配付のとおり常任委員会及び議会運営委員会にそれぞれ付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、閉会中受理した請願、陳情については、常任委員会及び議会運営委員会に付託の上、審査す

ることに決定いたしました。

---

○議長（北市勲君） 日程第17 閉会中継続審査の議決について。

各委員長から、委員会において審査中の事件につき会議規則第108条の規定により、閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査に付することに決定いたしました。

---

○議長（北市勲君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、平成28年赤平市議会第2回定例会を閉会いたします。

（午後 1時05分 閉 会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)